千葉市、地区別バリアフリー基本構想、ＪＲ・京成稲毛地区

概要版

２０２２年、令和４年、３月

千葉市

第１章、地区別バリアフリー基本構想策定にあたって

１の１、基本構想の策定趣旨

本市では、令和２年度に千葉市バリアフリー基本構想を改定し、改正バリアフリー法に基づく千葉市バリアフリーマスタープラン（以下、バリアフリーマスタープラン）を策定しました。その中で位置づけられたバリアフリー化を促進していく地区（促進地区）のうち、重点整備地区のモデル地区として選定されたＪＲ・京成稲毛地区において、具体的なバリアフリー化に向けた事業を位置づけるため、地区別バリアフリー基本構想を策定しました。

以下に、地区別バリアフリー基本構想（ＪＲ・京成稲毛地区）の策定経緯を示す図があります。

１の２、基本構想の目標

バリアフリーマスタープランにおける「バリアフリー化の目標と基本的な方向」を踏まえ、地区別バリアフリー基本構想における目標を以下のように設定します。

１、社会参加への支援

安心して行動でき、いきいきとした社会参加ができる環境づくりを目指します。

２、都市の魅力づくり

バリアフリーが大きな魅力となり、活力の源となるまちづくりを目指します。

３、心のバリアフリー、意識の向上

やさしさの文化をはぐくむまちづくりを目指します。

４、市民との連携、市民参加

連携と協働により、ともに築くまちづくりを目指します。

５、ユニバーサルデザイン

全ての人にやさしいデザインの施設づくりを目指します。

６、自然環境や都市景観との調和

都市景観の醸成と自然と共生する市街地環境づくりを目指します。

７、スパイラルアップ

社会背景の変化に合わせた継続的な改善を目指します。

１の３、基本構想の計画期間と位置づけ

バリアフリーマスタープランの計画期間にあわせて、地区別バリアフリー基本構想における計画期間を令和12年度（2030年度）とします。

以下に、基本構想の位置づけの模式図があります。

１の４、検討の進めかた

地区別バリアフリー基本構想の策定にあたり、バリアフリーマスタープランでの検討内容や地区特性を踏まえ、重点整備地区を設定し、地区の課題や考え方を整理しました。また、特定事業の検討に向け、まち歩き点検により得られた施設課題を踏まえた事業設定を行いました。

以下に、組織体制、及び、検討フローの図があります。

第２章、バリアフリー化に向けた基本的な方針

２の１、地区の現状と課題

面積（重点整備地区）

107ha

旅客施設乗降客すう（2019年度）

ＪＲ稲毛駅、99,932人

京成稲毛駅、7,136人

モノレールあながわ駅、3,718人

バス便数、片道（上下線平均）、（2017年）

ＪＲ稲毛駅東口、１日あたり、789本

ＪＲ稲毛駅西口、１日あたり、530本

京成稲毛駅、１日あたり、49本

あながわ駅、１日あたり、278本

生活関連施設数、22施設

生活関連経路延長、約5,600メートル

500メートル圏人口、12,749人

500メートル圏高齢者数、2,180人

500メートル圏高齢化率、17%

ＪＲ稲毛駅を中心に2015年国勢調査のデータより算出

ＪＲの乗降客すうは乗車人員公表ちを2倍した値

バス便数は千葉市立地適正化計画データより

・駅周辺の人口が促進地区のうちでも多く、高齢化率の低い地区。

・駅から500メートル程度の範囲内に、病院・福祉施設・大規模店舗が集積。

・駅から1km以遠に公共施設が集積。

・駅周辺の主な土地利用は住宅。

・稲毛区役所方面へはバス利用が多いことが想定されるため、区役所付近のバス停の利便性向上やわかりやすい案内誘導が求められます。

・ＪＲ稲毛駅と京成稲毛駅間を結ぶ道路は歩道がなく交通量も多いため、歩行環境の改善が求められます。

２の２、バリアフリー方針

駅から主な生活関連施設間の歩行環境の向上を図ります。

関連するまちづくり事業等に合わせた連続的・一体てきなバリアフリー化を図ります。

バス停留所の利用環境の向上、及びバス停留所と生活関連施設間の安全・安心な誘導を図ります。

２の３、事業の目標年次

地区別バリアフリー基本構想の計画期間や、バリアフリーマスタープランの中間評価の時期を踏まえ、事業期間を以下のように設定し、各期間の終了時期を目標年次として特定事業等の推進を図ります。

短期

令和３年度から令和７年度（２０２１年度から２０２５年度）

中期

令和８年度から令和１２年度（２０２６年度から２０３０年度）

長期

令和１３年度（２０３１年度）以降

第３章、重点整備地区の設定

ＪＲ・京成稲毛地区の促進地区において、かずのように重点整備地区を設定しました。なお、生活関連施設においては、バリアフリーマスタープランで設定したものに加え、公立小学校を追加しています。

１、重点整備地区の設定の考え方

まる１、都市機能誘導区域を含める

まる２、促進地区における生活関連施設を３施設以上含める

まる３、地区境界：町界、道路、河川など明確な境界線で区切る

２、生活関連施設の設定の考え方

まる１、旅客施設等を中心に半径1km以内の促進地区における生活関連施設を対象とする。

まる２、重点整備地区内に立地する公立小中学校を対象とする。

まる３、旅客施設等を中心に半径1km以上は対象外とする。

３、生活関連経路の設定の考え方

まる１、促進地区における生活関連経路を基本とし、重点整備地区内の生活関連施設間を結ぶ根幹的な経路とする。

まる２、追加する生活関連施設への経路は、原則として既存経路から分岐させる。

以下に、ＪＲ・京成稲毛地区における重点整備地区図があります。

第４章、移動等円滑化に関する事項

４の１、重点整備地区におけるバリアフリー化の考え方

重点整備地区におけるバリアフリー化の推進にあたり、『バリアフリー化に関する基準等』、『バリアフリー化に向けた配慮事項』、『バリアフリー方針』を考慮した上で、本基本構想において特定事業等を定めます。本基本構想の策定後、各施設設置管理者等が作成した特定事業計画に基づき、事業をとりおこなうことで、地区内の連続的・一体てきなバリアフリー化を図ります。

以下に、重点整備地区におけるバリアフリー化の考え方の概念図があります。

４の２、バリアフリー化に関する主な基準等

生活関連施設や生活関連経路のバリアフリー整備にあたっては、バリアフリー法に基づく移動等円滑化基準への適合に努めるとともに、関連するガイドラインや条例等に留意した整備を推進します。

４の３、バリアフリー化に向けた配慮事項

高齢者や障害者等を含む全ての人が利用しやすい施設の整備に向けて、バリアフリーマスタープランで示された『バリアフリー化の促進に向けた配慮事項』の内容をもとに、ＪＲ・京成稲毛地区におけるまち歩き点検ワークショップやアンケート調査の結果を踏まえ、バリアフリー化に向けた配慮事項を整理しました。可能な限りこれらの配慮事項を踏まえた整備が望ましいと考えており、その推進に努めるとともに、人による対応や心のバリアフリーなどのソフト施策の推進も図ります。

第５章、ＪＲ・京成稲毛地区における特定事業

生活関連施設及び生活関連経路、バスやタクシーなど車両等のバリアフリー化に関する特定事業を設定しました。地区別バリアフリー基本構想に示している特定事業のうち、主な事業を以下に整理しました。

はんれい、実施時期

短期：令和３年度から令和７年度（２０２１年度から２０２５年度）

中期：令和８年度から令和１２年度（２０２６年度から２０３０年度）

長期：令和１３年度（２０３１年度）以降

継続：継続的に実施していく事業

随時：随時実施する事業

５の１、公共交通特定事業

１、ＪＲ稲毛駅

事業主体、東日本旅客鉄道株式会社

事業数、６

主な特定事業

ホーム、可動式ホームさくの設置に向けた国・自治体との協議を進め、安全対策を実施。

実施時期、短期から長期

２、京成稲毛駅

事業主体、京成電鉄株式会社

事業数、１０

主な特定事業

案内設備、行先表示設備の設置

実施時期、短期

３、モノレールあながわ駅

事業主体、千葉都市モノレール株式会社、千葉市

事業数、１０

主な特定事業

人的対応・心のバリアフリー、駅への事前連絡による無人駅での係員の乗降補助・誘導、運転士による車椅子利用者への乗降介助を実施

実施時期、継続

４、バス

事業主体、千葉県バス協会、各バス事業者、千葉市

事業数、６

主な特定事業

車両、ノンステップバスやワンステップバス等、誰にでも乗り降りしやすいバス車両の普及を促進。

実施時期、継続

５、タクシー

事業主体、千葉県タクシー協会、各タクシー事業者

事業数、２

主な特定事業

車両、ユニバーサルデザインタクシー等、誰にでも乗り降りしやすいタクシー車両の導入促進

実施時期、継続

５の２、道路特定事業

１、道路

事業主体、千葉市

事業数、９

主な特定事業、１

整備、安全対策、維持管理、歩道の段差の解消（歩行路面の平坦性確保）。

実施時期、短期

主な特定事業、２

整備、安全対策、維持管理、視覚障害者誘導用ブロックを黄色で統一し、連続的に設置。

実施時期、短期から中期

主な特定事業、３

人的対応・心のバリアフリー、視覚障害者誘導用ブロックへのＰＲシートの設置

実施時期、継続

５の３、都市公園特定事業

１、稲毛公園

事業主体、千葉市

事業数、５

主な特定事業、１

園路、主要な園路は、車椅子使用者等が通るのに十分な通路幅を確保し、滑りにくい路面（コンクリート舗装又はアスファルト舗装）にて整備。

実施時期、短期

主な特定事業、２

トイレ、共通の配慮事項を考慮したトイレのバリアフリー化を実施。（既存和式トイレを洋式に更新など）

実施時期、短期

稲毛公園は面積約3.3haのふうち公園（注釈後述）で、園内の大半が防風保安りんに指定されたクロマツ林として保全されている。マツ林部分は起伏があるものの、

クロマツを保全する必要があることから、園路勾配等の移動等円滑化を目的とした造成が困難である。このため、遊具や水飲み、トイレ等の整備された

平地部分の移動等円滑化を図る。

注釈、ふうち公園

主としてふうち（自然的な要素に富んだ土地における良好な自然的景観）の享受の用に供することを目的とする都市公園

５の４、建築物特定事業

かっこ１、公共施設

１、稲毛区役所・稲毛市税出張所

事業主体、千葉市

事業数、９

主な特定事業

各種設備、大規模改修工事に合わせ、市民意見や共通の配慮事項を踏まえたバリアフリー化を検討

実施時期、短期

２、千葉小仲台郵便局

事業主体、日本郵便株式会社

事業数、３

主な特定事業

建築物内通路、ロビー内の整理整頓やレイアウトなどを見直し、通路スペースを確保。

実施時期、継続

３、稲毛駅前郵便局

事業主体、日本郵便株式会社

事業数、４

主な特定事業

でいりぐち・敷地内通路、車椅子使用者など人的サービスが必要なかたには、郵便局社員が介助するよう配慮。（ＡＴＭのでいりぐち）

かっこ２、集会施設

１、こなか台公民館

事業主体、千葉市

事業数、１０

主な特定事業

人的対応・心のバリアフリー、エレベーターや車椅子使用者用トイレに優先利用の表示を行い、必要な人が使えるよう啓発。

実施時期、継続

２、稲毛公民館

事業主体、千葉市

事業数、１２

主な特定事業

人的対応・心のバリアフリー、人的サービスが必要なかたに対し、職員による案内やサポートなどの対応を充実。

実施時期、継続

３、穴川コミュニティセンター

事業主体、千葉市

事業数、８

主な特定事業

各種設備、大規模改修工事に合わせ、市民意見や共通の配慮事項を踏まえたバリアフリー化を検討。

実施時期、短期

かっこ３、福祉施設

１、子育てひろば・いなげ

事業主体、子育てひろば・いなげ

事業数、３

主な特定事業

ベビーカーを置くスペースに関しては、空いているスペースに職員が誘導。

実施時期、継続

２、千葉市あんしんケアセンター小仲台

事業主体、千葉市あんしんケアセンター小仲台

事業数、６

主な特定事業

人的対応・心のバリアフリー、人的サービスが必要なかたに対し、職員による案内やサポートなどの対応を充実。

実施時期、継続

３、千葉市あんしんケアセンター稲毛

事業主体、千葉市あんしんケアセンター稲毛

事業数、４

主な特定事業

人的対応・心のバリアフリー、筆談用具やコミュニケーション支援ツールを設け、設置を示す案内を表示。

実施時期、短期

かっこ４、保健施設・病院

１、稲毛病院

事業主体、医療法人社団しゅんしん会、稲毛病院

事業数、４

主な特定事業

人的対応・心のバリアフリー、エレベーターや車椅子使用者用トイレの優先利用に関する啓発を実施

実施時期、継続

２、稲毛保健福祉センター

事業主体、千葉市

事業数、７

主な特定事業

トイレ

非常事態を聴覚障害者等に知らせることができる簡易取り付け可能なフラッシュライト等の設置を検討。

実施時期、短期

かっこ５、文化・教養・教育施設

１、稲毛図書館

事業主体、千葉市

事業数、１０

主な特定事業

その他設備、貸出し用の車椅子やベビーカー等を設置し、案内表示を実施。

実施時期、短期

２、敬愛大学

事業主体、学校法人千葉敬愛学園

事業数、１２

主な特定事業

でいりぐち・敷地内通路、新校舎建設により、車椅子使用者等が通行しやすいようでいりぐちを改善。

実施時期、短期

３、こなか台小学校

事業主体、千葉市

事業数、５

主な特定事業

人的対応・心のバリアフリー、教職員研修を通して、多様な来校者への適切な対応についての周知、指導を実施。

実施時期、継続

かっこ６、大規模店舗

１、マルエツ稲毛店

事業主体、株式会社マルエツ

事業数、１１

主な特定事業

案内設備、トイレの位置表示の仕様を利用者にわかりやすいものに変更。

実施時期、長期

２、イオン稲毛店

事業主体、

事業数、４

主な特定事業

トイレ、一般トイレは、和式便器を洋式化するほか、統一されたボタン配置に留意し、使いやすい位置に荷物かけ・荷物台を設置。

実施時期、中期

３、ペリエ稲毛

事業主体、

事業数、７

主な特定事業

でいりぐち・敷地内通路、人的サービスが必要なかたが来客した場合、でいりぐちから建築物内の案内施設まで、店舗スタッフや社員等による対応を実施。

実施時期、継続

５の５、交通安全特定事業

１、信号機等

事業主体、千葉県公安委員会

事業数、４

主な特定事業、１

信号機等、必要な箇所に、バリアフリー対応信号機（音響式や経過時間表示式など）を整備。

実施時期、別途策定する特定事業計画にて定める。

主な特定事業、２

人的対応・心のバリアフリー、関係機関団体等と連携し、違法駐車防止に関する広報・啓発活動等の実施。

実施時期、随時

５の６、教育啓発特定事業

１、教育啓発

事業主体、千葉市

事業数、３

主な特定事業、１

講演・研修、配慮が必要な人に関する正しい知識及び理解を促進するため、市職員向けの講演会や研修等を実施するほか、市民向けの福祉講話や講演の開催など、多様な人々への理解を広める。

実施時期、継続

主な特定事業、２

啓発・広報、各種障害者に関するマークや障害者等用駐車ますの適正利用について、啓発・広報を行う。

実施時期、継続

主な特定事業、３

学校教育や生涯学習を通じて、介助体験やパラスポーツ体験に取り組むなど、あらゆる世代で高齢者や障害者への理解を深めるとともに、バリアフリーに対する意識を高める

実施時期、継続

注釈、千葉市障害者計画等の関連計画との連携を図り事業を推進する。

第６章、基本構想の実現に向けて

以下に示す取組みにより、基本構想の実現を推進していきます。

６の１、特定事業計画の作成

特定事業の推進のため、施設設置管理者等が特定事業計画を作成します。その際、目標年次に向けて事業の進捗管理ができるよう、市が共通のフォーマットでとりまとめ、共有できるように配慮します。

６の２、基本構想の段階的かつ継続的な見直し（スパイラルアップ）

市が特定事業計画の内容やその進捗状況の定期的な確認を行い、必要に応じて千葉市バリアフリー基本構想推進協議会への報告等を行います。地区別バリアフリー基本構想の見直しについては、バリアフリーマスタープランの中間評価の際に、千葉市バリアフリー基本構想推進協議会での審議を踏まえ、段階的かつ継続的な見直し（スパイラルアップ）を図ります。

以下に、地区別バリアフリー基本構想のスパイラルアップの概念図があります。

６の３、施設設置管理者間の連携

個々の施設におけるバリアフリー化だけでなく、面的・一体てきに移動の連続性を確保するため、例えば、施設間における視覚障害者誘導用ブロックの連続性の確保や、案内誘導等のソフト面において、必要に応じて施設設置管理者間の連携を図ることが重要です。

６の４、基本構想策定後の市民参加

地区別バリアフリー基本構想の策定にあたり、多様な市民参加の機会を設け、より多くの市民意見を聴取し、合同意見交換会にて市民と施設設置管理者等の相互理解を図れるよう取組んできたことから、この貴重な経験を踏まえ、今後も、市民参加の機会を探りながら、重点的なバリアフリー化に向けた取組みを進めていきます。

６の５、他地区への基本構想検討モデルの展開

バリアフリーマスタープランで設定した促進地区のうち、立地適正化計画において、都心、重要地域拠点に位置づけられている地区を含むものについては、評価要件に基づく優先度等を踏まえた上で、重点整備地区を設定し、地区別バリアフリー基本構想を策定していきます。また、他地区での地区別バリアフリー基本構想の策定にあたり、本計画における検討内容をモデルとし、他地区に展開することで、早期のバリアフリー化の推進を図ります。

奥付

千葉市、地区別バリアフリー基本構想、ＪＲ・京成稲毛地区、概要版

発行年月、令和４年、３月

編集・発行、千葉市都市局都市部交通政策課

住所、郵便番号、２６０の８７２２、千葉市中央区、千葉港１番１号

電話、０４３（２４５）５３５１

ＦＡＸ、０４３（２４５）５５６８

メール、kotsu.URU@city.chiba.lg.jp

概要版の内容は以上です。